

令和6年度（2024年度）第9回政策会議

日時：令和7年（2025年）2月17日（月）10:00～10:30

会場：市長会議室

参集者：大泉市長，田畑副市長，佐藤副市長，手塚企業局長，藤井教育長，
阿部企画部長，池田総務部長，島田財務部長

付議事項

函館市地域計画（農業経営基盤強化促進計画）（案）について

対応者

鹿磯農林水産部長，中村農林水産部次長，吉田農業委員会事務局次長，
石岡農務課長

◆議題の趣旨◆

函館市地域計画（農業経営基盤強化促進計画）（案）について協議しました。

◆協議の結果◆

原案のとおり，本件の内容は了承されました。

◆主な発言◆

■鹿磯農林水産部長

函館市地域計画（農業経営基盤強化促進計画）（案）について説明する。

本計画は，令和5年（2023年）4月に農業経営基盤強化促進法が改正され，農地利用の効率化を図るため，農地を集積・集約するための地域農業の将来計画を定めることを目的に，本市を含む市町村に策定が義務化されたものである。国は，次の世代の農業者の農地利用を促進するため，集積・集約を進め，次の世代へ引き継ぎしやすくする方針を掲げている。計画は，令和7年（2025年）3月31日まで策定することとなっている。計画の背景としては，国において食料自給率の低下が叫ばれるなか，耕作されない農地は，農業生産の減少をはじめ，景観の悪化，病害虫の発生，廃棄物の不法投棄を誘引するなど，地域農業の停滞につながる懸念がある。また，計画の策定に伴い，令和7年度（2025年度）以降，国の各種補助事業は本計画と連携することとなり，計画が策定されていない地域は，連携する補助事業の活用ができなくなる。

本計画は大きく2本立てになっている。1つ目は，地域農業のあり方等として，

農業の将来のあり方、農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標などである。2つ目は、目標地図であり、10年後の農地利用の姿を地図に表示するもので、農地一筆ごとに個々の名前が入った将来の耕作者を設定している。耕作者の設定に関しては、事前に出し手（譲渡人、貸主）と受け手（譲受人、借主）の意向を反映するものとなっている。策定年月日は令和7年（2025年）3月31日とし、目標年度は令和17年（2035年）3月30日に設定している。対象エリアは、本市内の農業振興地域の農地が主となっており、面積は1,717haである。

計画の策定にあたっては、北海道や農業協同組合等の関係機関、地域の農業者と協議を重ね、市の農業委員会が目標地図の素案を作成し、市に提出することとなっていることから、令和6年（2024年）1月～3月に、本市農業委員会が農業者に対する意向調査を実施し、関係機関協議を2回、地域協議を5回重ねて、同年12月、総会で目標地図の素案が決定され、本市に提出されたところである。

続いて、国の農業政策の大きな2つの柱である、農地の集積・集約について。

まず、農地の集積であるが、国は、農地の売買・賃借によって利用する農地面積を拡大することとしており、集積率（担い手の農地面積／全体の農地面積×100%）を定めている。担い手とは、単に農業に取り組む方ではなく、認定農業者、認定新規就農者など、ある程度の農業収入があり、将来的にも農業を営む可能性が高い方たちを指す。担い手が耕作する農地の割合が高くなる（＝集積率が高くなる）と、将来にわたって農業が行われる農地が多いということになる。

次に、農地の集約であるが、農地の集約とは農地の分散を解消（＝団地化）することである。農地の集約化を進めることで、団地化された農地で作業が効率化でき、団地化された面積が大きくなると、大型機械やAI機器を活用しやすくなるメリットがある。

本市の農地・農業の特徴として、集積率の低さが挙げられる。北海道は、特に道東では担い手が広大な農地で酪農や農業を営んでいることから、集積率が91.8%と全国の中でも高い割合にあるが、本市は38.13%となっている。本市は、市街化が進んでいるほか、中山間地域にも農地が所在するため、1つ1つの農地が狭小であり（令和2年（2020年）農林業センサスによると、1経営体あたりの経営耕地面積は、北海道が約29haであるのに対して本市は約7ha）、集積率の低さにつながっている。また、本市は農業者が耕作する農地が分散している傾向にあり、飛び飛びの農地で農業を営んでいる方が多いことも集約化できていない要因である。本市の農業を持続させるため、農地の集積・集約は特に重要な取組であると考えている。

今後のスケジュールについて。本日の政策会議後、関係機関へ意見聴取を行い、3月上旬から2週間、計画（案）を縦覧、3月末に計画策定を予定している。

地域計画の策定後は、遊休農地や将来の耕作者が決まっていない土地について

て、担い手を中心に積極的に集積を図り、国の事業を活用しながら遊休農地の解消を進めたいと考えている。また、これまで農地の売買・賃借は相対で行われてきたが、農地の集積・集約にあたっては、出し手（譲渡人、貸主）と、受け手（譲受人、借主）の間に、農地を中間保有できる農地バンクが介在する制度設計に変更となったことから、当該制度の活用を図りたいと考えている。

以上が本計画の概要であるが、続いて国の様式に落とし込んだ最終的な計画（案）に沿って説明する。

地域計画の区域の状況について。区域内の農用地等面積（農業上の利用が行われる農用地等の区域）は 1,717ha である。

地域農業の現状および課題について。農家戸数の減少、後継者不足から遊休農地が見受けられ、また、農地の分散保有が多く土地利用の効率低下を招いていることから、今後、担い手に対してどのように農地集積・面的集約していくかが課題となる。

地域における農業の将来のあり方について。新規就農をはじめとする農業の担い手や労働力の確保、個人経営から法人経営への移行等、持続的な農業経営を実践し、農業所得の拡大を目指すとともに、地域内に分散する農地の集積・集約を進める。

農業の将来のあり方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標について。農地バンクへの貸付けを進めつつ、担い手等への農地の集積・集約を基本とし、担い手の農作業に支障がない範囲で、目標地図に位置づけた農業を担う者により農地利用を進める。また、担い手（効率的かつ安定的な経営を営む者）に対する農用地の集積に関する目標は、現状の集積率 38.13% から、10 年後には 43.88% を目指す。

農業者および区域内の関係者が上記目標を達成するため取るべき必要な措置について。特記すべきは、基盤整備事業への取組であり、国や道などの補助事業を活用しながら、例えば桔梗町や鶴野町の農道整備等を進めて、担い手への集積・集約を推進したいと考えている。また、地域の実情としては、鳥獣被害防止対策が挙げられる。本市は鹿の生息数が増大しており、多くの農地で農業被害が発生していることから、被害防止に向けた捕獲対策について農家と一体となり力を入れていく。現在は、鹿の縄の講習会などを行っており、農家が自ら縄を設置することもできるようにしているところである。

地域内の農業を担う者一覧について。農業を担う者ごとに、現状と 10 年後の経営作目等、経営面積等を記している。10 年後に農業を担う者は 624 経営体で、10 年後の経営面積は 1,468.37ha となる。現状の農用地等面積は 1,717ha であることから、差し引き 248.63ha が耕作される目処が立っていない農地ということになる。また、集積率を求めるには、1,717ha を分母に、認定農業者の 10 年後の経

営面積（計 753ha）を分子に置き求めると、43.88%となる。

最後に、目標地図を添付している。624 経営体の農用地が入っており、それぞれの経営体ごとに色分けしている。これらを農林水産省に提出し、本市の地域計画が完成する。当部としては、今後の農地の集積・集約について後押しするほか、耕作放棄地の解消に向けた取組を進めて、本市の農業振興につなげていきたいと考えている

説明については以上である。

■田畑副市長

国から集積率の目標数値は示されているのか。

■鹿磯農林水産部長

国から目標数値は示されていない。先ほど述べたように、一部の国庫補助事業は、本計画の策定有無によって補助率の上限が変わる見込みである。

■田畑副市長

承知した。計画の策定後は、農地売買の仕組みが変わるとのことだが、農家に対して影響等の周知は行ったのか。

■鹿磯農林水産部長

農家に対しては、これまでの地域協議の中で、農地の売買・賃借が農地バンク経由となり手続きが変わることを説明してきた。基本的には、市の農業委員会ですべての相談を受け付けながら、計画の策定などについても支援を行う。農家に影響が無いように努めたい。

■田畑副市長

承知した。

■大泉市長

農地バンクが農地の売買・賃借を仲介するとのことだが、農業委員会はどのように関わるのか。

■吉田農業委員会事務局次長

農家からの相談は、従来どおり農業委員会が受け付けたうえで農地バンクに伝える。また、農地バンクが申請を承認した際は、農業委員会を通して農家に伝える。

■大泉市長

国の方針に基づき、担い手へ農地の集積・集約が進むことは、遊休農地の解消等につながるため、ぜひ進めてもらいたい。その過程では、小規模農家の理解を得ることも忘れないでもらいたい。

■阿部企画部長

他に意見がなければ、原案のとおり了承とさせていただきます。